

令和 4 年 7 月 2 9 日

令和 3 年度 特別の教育課程の実施状況等について

東京都		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
足立区立興本小学校（外 3 校）	足立区教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
足立区立興本小学校	https://www.adachi.ed.jp/adokim/
足立区立扇中学校	https://www.adachi.ed.jp/adokim/
足立区立新田小学校	https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html
足立区立新田中学校	https://www.adachi.ed.jp/adshin-j/about.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
足立区立 興本小学校	https://adachi.ed.jp/adokim/gaiyou.html	https://adachi.ed.jp/adokim/gaiyou.html
足立区立 扇中学校	https://adachi.ed.jp/adokim/gaiyou.html	https://adachi.ed.jp/adokim/gaiyou.html
足立区立 新田小学校	https://adachi.ed.jp/adshin-j/about.html	https://adachi.ed.jp/adshin-j/about.html
足立区立 新田中学校	https://adachi.ed.jp/adshin-j/about.html	https://adachi.ed.jp/adshin-j/about.html

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・ 計画通り実施できている
- ・ 一部、計画通り実施できていない
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策を講じてもなおリスクが高い学習活動を行わないこととした結果、学級・学年内でのコミュニケーション活動ができなかったり、異学年で学ぶ機会を設定することが不十分となり、一部、計画通りの実施ができなかった。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

4. 実施の効果及び課題

本特例は、国際人としての資質・能力を育成するために、各教科で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、それらが総合的に働くよう「国際コミュニケーション科」を設置し、特別の教育課程により教育を行うものである。

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

ア 効果（共通）

明海大学の留学生との交流や修学旅行での外国人へのインタビュー活動を通じて、相手の立場を考えながら会話する経験を積むことで、生徒たちの外国語によるコミュニケーション能力の育成につながった。

また、校内スピーチコンテストは、自分の考えを聞き手に分かりやすく伝えるために表現を工夫する機会となり、生徒たちの自ら進んで学ぼうとする姿勢を育むことができた。

こうした取組により、9年生段階で生徒の英語力は、CEFR A1レベル（英検3級相当以上）を達成した生徒の割合が、興本扇学園では約71%、新田学園では約52%と全国平均47%を上回る状況に至っており、目標とする「国際人としての資質・能力」の育成に寄与したと考える。

イ 課題（共通）

(ア) 両校は、体験的な活動を実施していたが、新型コロナウイルス感染症防止のため人との関わりや直接的な交流は減少しており、体験的な取組からコミュニケーション能力を育成する場が十分に確保できなかったという課題があった。今後も、交流・体験活動の場を工夫しながら設定し、教育活動の推進を図る必要がある。

(イ) 両校は、英語によるコミュニケーション能力向上に向けた取組を計画し、年間指導計画に位置付けて実施している。しかし、人事異動がある中で、指導する教員により、指導内容や指導方法について、必ずしも統一化が図られていない部分もあつ

た。そのため、指導の際の共通理解を図っていく必要がある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

ア 効果（興本扇学園）

全学年が年間を通じて日本の伝統文化である百人一首に取り組み、5年生・6年生は地域の方からソーラン節や和太鼓を学んで学園内で発表した。これらの取組に加えて、5年生以上では、下級生に向けた日本の伝統文化に関する発表機会を設けることで、自国の文化に関する理解の深まりと表現力の育成につなげた。

一方、世界の国々や文化の調べ学習において世界遺産を系統的（Ⅰ期は地域、Ⅱ期は日本・伝統文化、Ⅲ期は国際）に学ぶ取組、TGGでの体験活動、留学生との交流の機会を通じて他国の文化を学び、国際理解を深めることができた。

こうした取組により、学校実施のアンケートにおいて、児童・生徒の8割が「自国の歴史や伝統文化、国際理解について考えを深めることができた」と回答しており、教育基本法第2条第5号及び学校教育法第21条第3号に示す学校教育の目標の達成に寄与したと考える。

イ 効果（新田学園）

日本の伝統文化である落語や手話を通じて、日本人としての作法を体験し、自国の文化に対する理解を深めることができた。

一方、オリンピックパラリンピックに関する学習では、世界の国々に関する調べ学習や発表、オンラインによる留学生との交流を通じて国際理解を深めることができた。

こうした取組により、学校実施のアンケートにおいて、児童・生徒の8割が「自国の歴史や伝統文化、国際理解について考えを深めることができた」との設問に肯定的に回答しており、教育基本法第2条第5号及び学校教育法第21条第3号に示す学校教育の目標の達成に寄与したと考える。

ウ 課題（共通）

(ア) 世界の国々や文化の調べ学習について指導方法が定着していないものがあるため、発達の段階に応じた系統的な指導方法を確立させていく必要がある。

(イ) 学校関係者からは、地域と一緒に子どもたちを育成できる体制を継続することが求められている。引き続き、地域の人材や地域の環境を生かせるような教育活動を充実させることが必要である。

5. 課題の改善のための取組の方向性

4で示すような課題を踏まえ、以下2点の課題改善のための取組を進めていく。

(1) 指導計画の見直し

児童・生徒のコミュニケーション能力向上のため、交流活動の機会を確保するととも

に、目的意識をもってコミュニケーション活動が充実されるよう、事前学習の充実に努める。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により、交流活動に制限がかかり、活動の機会が減少してしまった。学習計画の見直しを図るとともに、実施時期の感染状況を鑑みてオンラインなどを活用した間接的な交流を実施するなどの工夫をして、交流活動の機会を確保していく。また、タブレットを授業で活用し、Meet 等による発表や意見交換を積極的に行い、地域の人材や地域の環境を生かしてコミュニケーション能力を育成できる指導計画を考える。

(2) 指導内容や指導方法の共通理解を深める

特別の教育課程を効果的に実践していくためには、指導内容や指導方法の共通理解が重要である。例えば、世界の国々や文化の調べ学習については、異学年による報告会などを実施するなどの工夫を行い、発達の段階に応じた指導方法を確立していく。

特に、新規採用者や転入教員に対して、特別の教育課程についての共通理解を図ったり、指導方法についての研修や教員間の打ち合わせを年間計画に位置付けるなど、全校体制で取り組んでいく。